

令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における
外国人患者の受入れ体制確保事業に関する Q&A（第2版）

令和4年2月9日

※ 以下は、厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業に関する Q&A」等に基づき作成しています。

（1）入院医療機関のほかに、診療・検査医療機関（帰国者・接触者外来）についても、事業の対象になるのでしょうか。

- 本事業は外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備を目的としているため、外国人患者の外来のみを担う医療機関は本事業の対象外となります。

（2）いつからいつまでの経費が対象となるのでしょうか。

- 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに発生する経費が対象となります。設備等の整備を伴う場合は、令和4年3月31日までに納品・整備完了していることが必要です。

（3）本事業で整備した設備について、新型コロナウイルス感染症の終息後、廃棄する場合、財産処分の手続きが必要となるのでしょうか。

- 事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄する場合は、厚生労働大臣の承認が必要となります。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策として緊急的・一時的に整備が必要であり、元々、新型コロナウイルス感染症の終息後に廃棄することが予定されている場合は、厚生労働大臣の承認を受けずに廃棄することが可能です。
- いずれにしても、元々、短期間で交付の目的を達成し処分することが予定されている設備については、購入ではなく、リースでの対応をご検討ください。
- なお、財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付していただくこととなります。